

第2回 建設産業政策会議 議事要旨

日時：平成28年12月22日（木）10：00～12：00

場所：中央合同庁舎3号館11階特別会議室

- 根本国土交通大臣政務官による開会挨拶。
- 事務局より資料に基づき説明した後、委員による意見交換を実施。主要な意見は以下の通り。

■法制度・許可について

- 建設業許可について、公共と民間、土木と建築、大企業と中小企業、都市と地方といった視点で、どのように実態が異なるかを比較すべき。
- 建設工事の射程を整理し、保護すべき対象を定め、管理業務も含めた業法の現代化を行う必要。
- フェアトレードの観点から、建設業法を建設工事に関わる者すべての保護法益を持つ法律に変えて行く必要。
- 消費者を意識し、国民の便益に資することが建設業の発展につながるという方向性での業法を検討すべき。
- CM等、建設関連業についても、その役割を検討の中に位置付けるべき。

■企業評価について

- 下請企業の評価についても検討すべき。

■地域建設業について

- 地元の中小建設企業が担う、ストックの維持管理、災害復旧等の役割をどう維持するかが課題。
- 建設業就業者だけでなく、経営者の年齢も高齢化している。

■働き方について

- 技能労働者の処遇に関し、最も課題とすべきは給与水準の改善。若手の入職にもつながる。
- 週休2日を実現しても、人件費が増加し、ひいては価格が消費者に跳ね返ってくる。建設企業が現在よりも厳しい競争環境に置かれる可能性もあるので、実態を踏まえた検討が重要。
- 製造業との年収を比較する際、全規模で比較すると建設業は製造業よりも平均年収が低いが、企業規模ごとの階層で分析すると建設業の方が高くなる。これは、建設業における小規模企業の割合が高いことに起因する。
- 一人親方の働き方の実態についても議論すべき。
- 外国の建設現場では、管理者も労働者も残業はほとんどしない。残業や休日出勤の管理については、発注者の関与も重要。
- 過去は、職人の方がゼネコンの技術者よりも給料が良い時代もあった。今後10年、専門工業者が生き続ける業界にしていく必要。
- 担い手3法が成立し実施していく中で、働き方についても制度を作り実施していくべき。

■その他

- 施工と営業は建設業の経営の両輪なので、営業についての視点も盛り込むべき。
- 今後の建設需要をどのように評価していくかが重要。今後10年を見据え、通常の建設工事に加え、維持管理・更新、その発注形態についても分析、議論を行うべき。
- 建設現場は、今後10年でICTの活用等劇的に変わるだろう。その中での設計の役割は重要。

- 「法制度・許可WG」、「企業評価WG」、「地域建設業WG」の3つのWGを今後設置すること、各WGの人選については座長に一任することについて、委員からの了承を得た。
- 次回は1月下旬で開催するよう日程調整を行い、以降、3つのWGと並行して議論を行っていく旨を確認した。

以上